公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十一年教育委員会規則第九号)

		改正案		現行
第 欄は六 に、多	 C 亦	欄に掲げるものとする。は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下 六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等	第六条の二 は、次のま	欄に掲げるものとする。 は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下 六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等
小 小	小 学 校	主事並びに十二学級以上の学校に置かれる研究主任学級が、以上の学校に置かれる保健主事及び生徒指導教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、六	小 学 校	主事「に六学級以上の学校に置かれる保健主事及び生徒指導を放発主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任並び教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任並び
中	中 学 校	に九学級以上の学校に置かれる研究主任以上の学校に置かれる保健主事及び進路指導主事並び学級以上の学校に置かれる生徒指導主事、六学級教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、三教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、三	中 学 校	以上の学校に置かれる保健主事及び進路指導主事――学級以上の学校に置かれる生徒指導主事並びに六学級教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、三
略		略	略	略